

# 幕末期における「諫言」と「建言」/「建白」 —「言路洞開」をめぐる—

頼 鉦菁

キーワード 諫言 建言 建白 言路洞開

## 1. はじめに

本稿は幕藩体制において、「諫言」及び「建言」/「建白」という漢語表現が  
いかに現れたのか、その時代背景について考察する試みである。

江戸時代において、「諫言」という用語は藩の家訓書や武士の教訓書に散見さ  
れ、よく知られた語彙であった。幕末には諫言と類似する意味合いで「建言」/  
「建白」という漢語表現がしばしば現れたが、維新後は、建白書受付制度が成  
立したことにより、「諫言」に代わって「建言」/「建白」が圧倒的に多く用い  
られるようになった。

建言 / 建白が最初に制度化されたのは、慶応三年（1867）に布告された王政  
復古の号令においてであった。「旧弊御一洗ニ付、言論ノ道被洞開候間、見込  
有之向ハ、不拘貴賤無忌憚可致献言」<sup>1</sup>として「貴賤」にかかわらず「言路の道」  
を「洞開」する政策を打ち出し、徳川幕府時代の目安箱の制に倣って、京都に  
目安箱が設置され、明治二年には建白書受付の機関として待詔局が創設された。  
<sup>2</sup>「言路洞開」は幕末の下級武士によって常に掲げられたスローガンであり、同  
時期に高唱された「公議輿論」の副次的な主張であった。<sup>3</sup>「言路洞開」は、「藩  
なり幕府なり」といった既存の政治体の堅持を自明の前提とした上で、身分制の  
部分的解除による、政治体の政治的凝集力の高揚と統治能力の拡大を意図して  
とられた政策であるのに比して、『公議輿論』には、『闔国』という個々の政治  
単位を超えた政治体と、その政治体の意志たる『公論』創出への契機が強く含  
まれている<sup>4</sup>と、井上勲は「言路洞開」と「公議輿論」との内実の違いを指摘  
している。つまり「公議輿論」は、諸侯会議論などの「政治単位の水平的拡大」  
の概念であるのに対して、「言路洞開」は下へ向かっての「垂直的拡大」の概念  
である。<sup>5</sup>勝海舟（1823～1899）が嘉永六年（1853）に幕府に上書した意見書に  
おいて、「凡そ外寇に備うる要、本を固く為すを以て専務と仕り候。これを成す  
の要、人を選び候を以て第一と仕り候……御政事に携わり候お役人は、別して

嚴重に御人選遊ばされ、廉直にしてその志、正大雄偉の者を以て任ぜられ候様つかまつりたく存じ奉り候。且つ又御役人ども、時に御前へ召しいだされ、天下の御政事、外寇の御所置など鬪論考究仰せつけられ候わば、自然と良疇善策湧出つかまつり、これによっておのずから言路も開け申すべくと存じ奉り候。泰平の通弊は尊卑隔絶つかまつり、下情上に達せず、自然と言路ふさがり候に御座候」<sup>6</sup>と記しているように、幕末における「言路洞開」は「人材登用」と緊密に繋がっており、両者とも封建体制における本質的な「階層」問題に関わっている。これがすなわち井上が指摘した「垂直的拡大」の概念であった。

そもそも「言路洞開」という概念が最初に具現したのは、享保六年（1721）に幕府によって設置された「目安箱」であり、それ以降、多くの藩もそれを藩内に設けていた。<sup>7</sup>維新後、明治政府は徳川時代の「目安箱」を援用しながら、「建白書」受理の制度を新たに成立させていた。<sup>8</sup>江戸時代においては、「目安箱」という直言のルートが設けられていたが、幕末において下級武士たち、例えば吉田松陰（1830～1859）は目安箱の機能が失われていることを嘆くとともに、「視聴を開」く、すなわち「言路洞開」を求めている。そして同時に、「賢人を求め」る、いわゆる「人材登用」を要請してもいる。つまり、「言路洞開」を求めたのは、まさしく武家社会の枠内での身分制度からの解放を求めているのである。

従来「諫言」と「建白」/「建言」は個別に検討されており、「諫言」に関する先行研究は、主に制度史もしくは思想史の視座から、武士の忠誠意識を中心に分析が行われてきた。<sup>9</sup>一方、「建白」/「建言」については、ほとんど建白書制度が成立した維新後を中心に検討されている。<sup>10</sup>したがって、「諫言」から「建言」/「建白」への軌跡は、未だ系統的に検討されていない課題と言ってよい。それゆえ、本稿は「言路」の手段となる諫言と建言 / 建白などの漢語の使用例を通して、「諫言」の封建的性格、黒船以降の西洋との接触による近代的政治体制への指向などと関連づけて分析する。幕末になって、今まで思想的ベースとされてきた儒学のほかに、新知識としての洋学が導入された。洋学の幕末における影響力は、政体構想以外に当時の海防にも多大な影響を与えた。幕末における公議輿論の政体構想には、欧米諸国の議会制度などの参照が認められ、洋学からの影響があったことを、井上を含めて多くの先行研究が指摘している。<sup>11</sup>したがって、建言 / 建白などの表現が維新後に次第に主流となった理由を説明するには、洋学を視野に入れることが不可欠だと考えられる。

## 2. 「諫言」、「建言」/「建白」の意味

「諫言」という語彙は、「諫」の複合語である。その意味について、『広雅』(227年頃)という字書には、諫は正であると記されている。また、『字彙』(1615)は、諫は直言をもって人に悟らせることと解釈している。そこから、諫言、諫諍、諫死、諫書などの語彙が派生してきたのである。そのため、「諫言」というのは、「目上の人への欠点や過失を指摘して忠告する」<sup>12</sup>ことを意味する。

また「建言」という用語は、「意見を申し立てること、特に官庁などに対して意見を述べる」<sup>13</sup>ことを意味している。そして、「建白」は、「政府、上役などに対し、自分の意見を申し立てる」<sup>14</sup>ことである。両者とも上に対して意見を申し上げる意味である。漢籍には「建言」も「建白」も現れており、『漢書』(80年頃成立) [霍光伝]には「將軍為国柱石、審此人不可、何不建白太后、更選賢而立之」と記され、「意見を陳述」<sup>15</sup>することを意味している。一方、「建言」は『漢書』[哀帝記]に「待詔夏賀良等建言改元易号」と記され、漢の哀帝は「待詔」<sup>16</sup>に就く夏賀良らの「建言」に従い、年号と帝号を改めたという。ここにおける「建言」は「建白」と同様に「意見を申し立てる」<sup>17</sup>意味である。

「諫言」の原義は「建言」/「建白」と異なっているが、この三つの用語は全て主君や上役に対して意見を申し立てること、すなわち「言路」<sup>18</sup>と同じである。そして幕末に盛んに行われた「言路洞開」要請の文面においては、建言や建白という漢語表現が諫言と同じような意味合いで、頻繁に使用される現象が見られた。勝海舟(1823～1899)は万延元年(1860)米国から帰朝後に記した「まがきのいばら」に、「海外の御処置大いに興れり。我か邦内、大変革の徴あり。或は数年の御政蹟、御変通なくては御守衛向、立難きあるをもって、その是非得失を建言する輩少なからず。将に大いに言路を開かれんとせられしかば、侯伯より以下、士夫皆建策して海防の策を言上し、英傑蜂の如く興りたり。この御時の前後は、大抵そのいう所、一是一失あり」<sup>19</sup>と述べており、ここには「是非得失を建言する」という表現が見られる。「是非得失」は儒学において基本的に諫言と結びついていたが、ここでは言路を開くという文脈において用いられている。このような現象がどのような時代背景において生じたのかを考察する前に、まず幕藩体制において形成された諫言像を一瞥しておきたい。

### 3. 江戸時代における「言路洞開」と諫言の政体概念

徳川家康の重臣であり、老中に就いた本多正信(1538～1616)は「治国家根本」(成立年代不明)において、主君が臣下からの諫言を広く受け入れることは

「言路洞開」であるという考え方を示している。

言路ヲ開クト云ハ、上へ何事ニモ物ノ申能様ニスル義ナリ。譬バ門ヲ開キ置ケバ何事ニテモ能通ルナリ……大将タル人ハ下ヨリ物ノ申能キ様ニシ玉ヒ防ギ玉ハザレバ下ヨリ存寄ヲ能申モノナリ……下ヨリ申事ハ上ノ心ト少シハ違フト云ドモ、上ノ心ヲ捨玉ヒテ下ノ義ヲ用ヒ玉フ時ハ、下ヨリ進ンデ忠諫ヲ奉ルモノナリ。尤是ハ人ノウハサヲ云ヒ、人ノ悪事ヲ聞出シテ申事ヲ聞出シテ申事ヲ聞玉フ事ニテハナク、上ノ為ニ成事ヲ申、亦ハ君ノ身持・作法ノ悪キヲ諫ル者ノ事ナリ<sup>20</sup>

ここで本多が認識している「諫」は、主君の身持ちや作法の過ちを諫めることであり、「諫」の原義に即した意味合いであった。彼は、「下」いわゆる臣下、とりわけ大将の側近たる政事の要路者からの「忠諫」を受け入れることが「言路」を開くことであると考えている。このような考え方は、明らかに儒学的政治観の現れであった。

江戸時代において、儒学、とりわけ朱子学は徳川幕府が体制を強化し、秩序を整える手段として取り入れられ、幕藩体制における政治思想の根幹となるものであった。幕府を開いた徳川氏は、各大名の領地は幕府からの預かりものであるという観念を導入し<sup>21</sup>、よく政理を行い、仁政を施すことを各大名に義務付けた。各大名（藩主）も、家の安泰を維持することを自己の任務としている。当時、各藩の藩主はよく自分の子孫や家臣団に向けて道徳的な家訓を記した。家訓書は藩政の方針のほか、藩主の治国（藩）理念をも反映している。その中に「諫言」がしばしば言及されている。

磐城平藩三代藩主の内藤義概（別名義泰、1619～1685）は譜代大名として延宝五年（1677）に「内藤義泰家訓」という二十三か条の教訓を記した。家訓書は全体的に、「身ハ父母之遺体、孝ハ百行之本」<sup>22</sup>や「大抵孝弟者、本立、故必忠上」<sup>23</sup>など、儒学思想に貫かれた内容である。そこには、「領内漸致貯米、可救水旱災。其他可儲軍用之蔵金」<sup>24</sup>と藩の政務が述べられているだけでなく、「国家以民人為至宝」<sup>25</sup>という儒学をベースとする治世の倫理も説かれている。そして、その一環である諫言について、内藤は次のように述べている。

昔良臣ノ詞ニ曰ク、木繩ニ從へバ則チ正シク、<sup>きみ</sup>后諫ニ從へバ則チ順ナリト。忠諫ニ從ヒ、敢テ好カラ不ル者之例ヲ引キ、無道者之喩ヲ取り、諫争之路ヲ拒ミ塞グト莫レ。耳ニ逆フ之人ヲ進ムルハ、真ニ主君之身ヲ謀ル。氣合フニ非ズト雖モ、強テ而親近ス可シ。旨ニ順ヒ詔諛スル儕ハ、専ラ己ノ

栄利ニ志ス。気合フト為スト雖モ、強テ而疎遠ス可シ。是レ古自リ治法ノ  
第一ノ事<sup>26</sup> (傍点強調は筆者)

内藤は『書経』に記されている「材木は墨繩にしたがってこそ真直になり、君主は諫めに従ってこそ聖となる」という一文を借り、諫言の重要性を説明している。ここでは、諫言概念が伝統的儒学と江戸の武家社会において分岐していることが明らかである。『書経』のいう「諫めに従ってこそ聖となる」とは、伝統的儒学の文脈で道の実現という個人道徳としての「諫言」を意味しており、諫言に従うことによって「聖」となる。一方、内藤は諫言を武家社会のモラルとして忠誠に連結させており、「忠諫」という「忠」と「諫」との並列結合は、武士（家臣）たちのみが「畳の上のご奉公」たる諫言を忠誠精神と見なしていただけではなく、藩主にもこのような考え方が求められたことを示している。また同時に、儒学的諫言の概念が武家社会において忠誠の代表的精神へと変容したことがここでは明らかである。

内藤は諫言が忠誠の証しであると唱えながら、「家老用人近習之者モ、又右之旨（二十三条）相心得、己ヲ正シク道ヲ守リ、此ノ訓ニ戻ル子孫有レバ、身ヲ委テテ諫争ス可シ」<sup>27</sup>と述べ、内藤家の子孫は家訓に背くことがあれば、家老は身を捨てて諫争すべきであると強調している。江戸時代において諫言は政体に組み込まれておらず、中国の「諫議大夫」<sup>28</sup>というような官職は設置されていない。しかしながら、諫言行使の権限は基本的に家老にあるという考え方は、譜代大名の内藤家だけではなく、外様の薩摩藩や御三家の水戸藩などの家訓、及び『葉隠』にも共通している。

諫言できる者を「家老」、または藩主の側近たる者と明示し限定していることは、当時の藩体制と密接に関係している。江戸時代において、藩体制は基本的に藩主が家老を筆頭とする家臣団を統率するのではなく、藩主が家老と共に藩を統御することが一般的であった。<sup>29</sup>寛永十二年（1635）に幕府は「大名、小名在江戸交替所相定也。毎歳夏四月中可致参勤」<sup>30</sup>と武家諸法度の中に、「参勤交代」を明確に規定した。藩主が一年ごとに藩と江戸の間を往復するため、留守の間に国元の政務を家老たちに預けることが慣例であった。藩体制は藩主一人の専制政権ではなく、藩主と家老たちとの共治政体だったのである。例えば、「黒田長政遺言」（1622）の中には「子孫ニ至リ、不義放逸ヲ専トシテ、諫ヲ聞入ズ、自由ヲ働キ捷ヲ守ラズ、ミダリニ財宝ヲ費スモノアラバ、家老中申合せ、其者ヲ退ケ、子孫ノ内ヨリ人柄ヲ撰ビテ主君トシ、国家ヲ相続セシムベシ。此趣ハ家老中能〔相〕心得、銘々子孫ヘモ申伝ヘ置ベキ事肝要ナリ」<sup>31</sup>と記されている。お家の安泰を維持することは藩主を含めて家臣団の共通の目標であり、

かつ課題であった。したがって、非常事態の時、黒田藩（福岡藩）のように、家老たちが「衆議」によって主君（藩主）を隠居させるという権利をもつ藩もあった。

藩政の基本的な構造について、笠谷和比古は次のように指摘している。「藩政確立期以後は家老政治が主要な形態となり、家老・中老・用人らの合議ないし諸事分担によって政務を処理し、特に重要な事項については主君の裁決を請うか、主君を交えた御前会議によって決定を行う。さらに政治が家老・重臣に委任され、その責任の下に政治が運営され、主君の実質的な政治関与が極小化していくような形態も多くみられる」<sup>32</sup> という。江戸時代の幕藩体制は、このように幕府と老中ら、藩主と家老らとの「合議」による構造であった。そして、この体制が幕末に下級武士の批判的となったのである。政権の主導は幕府と藩府の要路者に独占され、家老たち要路者は主君の目を塞ぐ奸人である、と君臣関係を絶対視する志士たちは見なしていた。そのような認識から、下級武士たちは「言路洞開」を要請したのである。

#### 4. 幕末における「諫言」の変容と「言路洞開」の要請

下級武士たちによる「言路洞開」の要請が行われるようになる幕末以前には、林羅山（1583～1657）や貝原益軒（1630～1714）などの儒学者が武家社会に諫言を定着させようとし、積極的に家臣たちに諫言を促す一方、主君にも「言路洞開」を求めたことがあった。<sup>33</sup> 例えば、林羅山による後醍醐天皇に諫言した藤原藤房像の造形、また日本における諫言の先例を集大成した藤井懶斎（1628～1709）の『国朝諫諍録』（1688）などがあり、儒学者たちは具体的なモデルを積極的に例示していた。<sup>34</sup> 彼らが諫言を促進しようとしたのは、儒学的「仁政」の実現を理想としたからである。<sup>35</sup>

しかしながら、儒教道徳を強力な思想的背景とする幕藩体制においては、身分階級の秩序が堅固であり、先述したよう、家老のような上層武士以外の者からの諫言を実現することは極めて困難だった。内藤家の家訓にも「恩賞刑罰、兼テ士之進退用捨ハ、政之大体也。家老用人之外ハ、絶テ而聞知ス可カラ不。若シ其ノ職ニ非ズシテ而妄ニ言フ者有ラバ、必ズ追放為ル可シ」<sup>36</sup> と明記されているように、職分の定めが厳格に守られていた。

幕臣であった福地源一郎（1841～1906）は後年の『幕末衰亡論』（1892）において、このような少数の上層武士のみが決定権をもつ江戸時代の政権について、次のように述べている。

徳川幕府の政治は、将軍専裁の政治なり。上は天子といえども、下も諸大名といえども、決して干渉を許さざるの政治なり。徳川氏は、朝廷に対しては尽すべき尊敬を尽して臣節を全くするを旨としたれども、政治においては、その内治たと外交たとを問わず、すべて将軍の専断を以て取り行ない、もし朝廷よりかれこれと仰せ下さるる旨もあらば、政治の事には京都のお口出しは御無用なりと拒絶し、あまつさえこれに関係の公卿・堂上を厳に譴責して罰したるは、その例少なからざりき<sup>37</sup>

幕藩体制において、藩政に参加することができるのは家老のような上層武士に限られ、幕政に参加することができるのも譜代大名だけであった。このような体制は、二百年以上も確固として保たれていたが、嘉永六年（1853）のペリー来航によって、幕府はアメリカからの要求について譜代大名、御三家、外様大名、幕臣にまで意見を求めざるをえなかった。福地は「諸大名をして初めて政治に口を容れる事を促したるが故にして、これよりして、諸大名は幕府に向かって議論するの途を得て、是非を事とし、遂にその衰亡の原因を成した」<sup>38</sup>と述べ、「言路」を開いたことが結局は、幕府自身を衰亡に導くことになったと指摘している。

「諮問」により、今まで保持してきた体制が瓦解していくにつれて、新たな政治決定のための回路が創出された。「諮問」という政治的意見聴取手段については、長州藩が天保十一年（1840）の藩政改革を行った際に、各役所の役人に実践した例があった。<sup>39</sup> 従来藩政に関与することのできなかつた役人は、この諮問を通して意見を上申することが可能になった。<sup>40</sup> その後、同藩では折に触れて諮問が行われ、安政改革の際には、諮問の対象が役人のみならず、藩校明倫館の学生にまで及んだ。<sup>41</sup> このように、幕末の長州藩では「諮問」の慣習が既に形成されており、幕府から外国との調印締結に関する意見が求められると、藩士、さらに藩校の学生たちも諮問の対象となったのである。例えば、日米通商条約の調印に関する藩の意見を纏めるために、家老の益田弾正（1833～1864）が藩校明倫館の学生にも意見を求めるということがあった。それまで政治から排除されていた家臣団に意見を徴するという、自ら立てた政体の規範に反する幕府、藩府の開明性は、武士たちの政治的主張の踏み台となり、有志の政治的議論をも喚起したのである。

嘉永六年（1853）に米艦来航後の実情を見聞した吉田松陰（1830～1859）は、藩の要路者を通して藩主に「将及私言」という意見書を上書した。<sup>42</sup> 松陰は「納諫」という項目において、「近来直諫の風地を掃ひしこと衰季の光景、実に嘆ず

べきの甚だしきなり。宜しく急に令を内外の臣に下し、言路を開き度きことなり」<sup>43</sup>と、藩政における「言路閉塞」の問題を提起し、「内外の臣」に向けて言路を開くことを要請した。また彼は、「若し上言し度き事ありと云ふものあれば、深更にも必ず出座遊ばされ、其の言を聞き給ふべし。君相の身としては、平時すら周公の吐哺握髮天下の賢に下る如くならずんばあるべからず。況や今をや……方今直諫地を掃ふの際に当りて、如何ばかり上直諫を求むるの意切なりとも、尚ほ人々口を箝みて面従すること必せり。故に人君深く茲に思を致し給ふべきことなり」<sup>44</sup>と、藩主に中国の周公のように広く天下の賢者を求めて、「納諫」を促している。松陰がここに示した「言路」における「諫」は、その原義以外に、広く求めるべき「意見」をも意味している。

そして彼が具体的に構想した「言路洞開」の藩体制については、次のように記されている。

古は人君聴政と云へば、平明に朝堂に出でて群臣を座前に召し、政事を評議し、又臣民訴訟の筋を聴き給ふことなり。是れを朝に臨むと云ふ……窃かに按ずるに君公毎日辰時より午時に至るまで御書院へ御出座遊ばされ、大臣以下執政の臣は悉く君前にて官務を処置し、外臣も更番して君前に侍り、扱て群臣へ上書請対を許され、上書あれば即ち君前にて披封し衆議にかけ、然る後大臣に付して是れを行はしむ。或は又上書したるものを召出し、座を賜ひて其の議論を心の儘に陳ずることを得せしむ。総じて大事を挙げ行ふ時は必ず衆議帰一の所を用ふべし<sup>45</sup>

松陰は中国皇帝の「聴政」を範例として、「内臣」と「外臣」を含めた群臣の上書を求めている。ここで彼が記している「内臣」とは、内政の要務に参画する藩府の要路者であり、それ以外の者はすべて「外臣」と考えている。松陰は、「内臣・外臣固より一体なれば分つべき理なし。然るに太平の弊、内臣は日に益々柔媚を以て君前に進み、寵遇を受け、外臣は日に疎くして、遂に内外相分れ、外臣は内臣に交はるを恥ち、内臣は外臣に交はるを賤しむに至る、実に国家の一大患なり。故に当今の急務は、内臣は特に戒飭し、文武の芸を勤励せしむべし。又外臣にても、文武の芸に長ずる者は、数々引見して其の優劣を比較し、又言はんと欲する所ある者をば、座を賜ひて導き言はしむべし。是れ内外を一致にするの道なり」<sup>46</sup>と述べている。内臣と外臣が本来「分つべき理」がないにもかかわらず、厳しく分たれていることを「太平の弊」として提起する松陰は、封建体制における身分秩序を暗に批判しているのである。

松陰が指摘する身分秩序固定の弊害は、当時「言路洞開」の要請と共にしば



しば指摘された問題であり、また一般的に論じられ、批判の対象ともなっていた。例えば、嘉永六年（1853）に幕府が意見を諮問した際に、当時まだ「小譜請」という低い身分であった勝海舟も幕臣として上書している。そこには幕末に盛んに求められた「言路洞開」についても言及があり、海舟は次のように記している。「(前略) 泰平の通弊は尊卑隔絶つかまつり、下情上に達せず、自然と言路ふさがり候に御座候。故に何程の良将賢相御座候とも、下情に通達いたさず候ては、万民悦服致し候様なる御所置は相成り難き儀と存じ奉り候」<sup>47</sup>。海舟が「尊卑隔絶」という封建体制の身分秩序の問題を「泰平の通弊」として取り上げて、それが言路を塞ぐ根本であると見る視点は、まさしく先述した松陰の言路洞開論と一致している。

松陰が要請した言路洞開は、武士階級内の身分秩序の解体を前提とする「人材登用」を含め、主君と群臣による「衆議帰一」の体制である。つまり彼は、従来の要路者たちの「合議」による藩体制を否定すると同時に、彼らを言路洞開の阻害要因と見なしていたのである。

ここで松陰が主張している「言路洞開」を含めた諫言論には、従来から武家社会で行われていた諫言の形式に現れた変化がよく示されている。元来、武士の忠誠エートスと緊密に結びついた諫言は、『葉隠』にも「我忠節にて主君の悪名を顕し申に付、大不忠」<sup>48</sup>であり、「忠義の諫言と申は、能御請被成筋を以、潜に申上るもの也」<sup>49</sup>とあるように、主君の名を守るという忠誠心から、「潜」かに、つまり非公式かつ秘密裡に行くことが求められていた。しかしながら、松陰はこのような諫言を含む要路者たちの議論に対し、「続狂夫の言」（1858）において「今の議する者動もすれば輒ち曰く『秘密秘密』と。一言を発するも唯人の之れを聞かんことを恐れ、一事を挙ぐるも唯だ人の之れを見んことを患ふ……室内一言の善と不善とより判す。即ち秘密秘密（といふも）亦何の益あらんや……唐の魏徴、諫語を録す、未だ嘗て太宗の明を損するを聞かず……秘密秘密、以て上下を壅蔽す」<sup>50</sup>と語り、秘密に議論する弊害を指摘し、武家社会における従来の諫言は言路「壅蔽」の病根であると批判した。ここでは、松陰が用いる諫言という語彙の内実がすでに、これまで武家社会で形成されてきた「秘密」裡のものではなく、「公」的なものに転じていることが明らかである。

このように、幕末には「諫言」という語彙自体に変化が起きていたが、その背景には、幕府、藩府からの「諮問」という「意見」徴収があり、幕臣、藩士が積極的に意見を上申し、言路洞開を求める趨勢もあった。まさしくこの状況において、「意見を申し立てる」ことを意味する「建言」/「建白」の語彙が登場したのである。安政五年（1858）、松陰が幽囚された際に表した文稿には、「吾れ幽囚廢錮、為すある能はずと雖も、近ごろ恩旨を蒙り、建言諱まざるを允さ

るを得たれば、其れ徐ろに具して之れを奉らん」<sup>51</sup>と記され、「建言」の表現が現れる。文脈から判断すると、「意見を申し立てる」という意味である。維新に近づくにつれ、「諫言」より「建言」/「建白」<sup>52</sup>がしきりに現れ、圧倒的に用いられるようになっていく。勝海舟の幕末における上書の題目には、「幕閣へ建言」(1864)、「当時(征長)敗走之報頻なれども士気解惰し国財空費し殆ど大敗之相あり然るに一も吐氣て建言する者なく悠々時日を消す慨歎之余権限」(1866)、「丁卯十二月稻葉閣老へ建言」(1867)など建言の表現が多く見られ、「建言」/「建白」が用いられる傾向が如実に現れている。

諸士横議が盛んに行われた幕末において、多くの下級武士層は松陰のように、言路洞開の要請を通して現在の政体を批判し、諫言精神を以て変革しようとしていた。彼らの言路洞開の訴求は、すなわち藩府の要路者「合議」による政体への批判であった。しかし、長い間漢学を中心に学んできた彼らが新たに構想した政治体制は、やはり儒学的思想に拘束される傾向がしばしば見られる。松陰の弟子、久坂玄瑞(1840~1864)が文久二年(1862)に学習院に提出した天皇を中心とする王政復古の政体構想もいわゆる儒学的理念の上に立つ考え方である。漢学が彼らの思惟方法に浸潤していたため、彼らは変革精神を持っていても、結局漢学の枠組みから抜け出すことができなかつたのである。

## 5. 西洋政体の導入と紹介

海禁(鎖国)政策をとっていた幕藩体制において、中国とオランダを通して洋学が漢籍や蘭書の翻訳という形で流入してきた。とりわけ享保の改革において、洋書輸入の緩和政策により、多くの洋書がもたらされた。十八世紀の後半、洋学は賀茂真淵(1697~1769)、本居宣長(1730~1801)らの国学と並行して勃興した。<sup>53</sup>医学、自然科学のみならず、西洋の政体も翻訳されて紹介されたが、そのすべては幕府の統制下にあった。洋学は長い間幕府、つまり権力側の規制、弾圧を受けながらも、内外の危機が増大するにつれて、次第に権力内部に浸透していった。とりわけアヘン戦争(1840-1842)の勃発は、権力側に大きな衝撃を与え、蘭書による西洋軍事科学の研究が活発に行われるようになった。従来の蘭学研究は主に医者が担ったが、あらたに武士階級の出身者が担い手として登場した。<sup>54</sup>また、蕃書調所(1856)の設立をはじめ、洋学研究ならびに教育機関が全国諸藩に設けられた。

このようなアヘン戦争のインパクトを受けた一人に、文久二年(1862)に欧米諸国に割譲された上海の実情を目のあたりにした高杉晋作がいた。<sup>55</sup>また、

アヘン戦争でイギリスに敗北した中国を素材として、欧米の立憲思想を日本に紹介したいと考えた加藤弘之（1836～1916）は、『最新論』（1861）を著した。

加藤弘之は嘉永五年（1852）に、「父は甲州流の兵学者なりしが、余は其固陋にして学ぶに足らざるを覺り、西洋流の兵学を学ばん」<sup>56</sup>と志して、佐久間象山（1811～1864）に入門し蘭学を修めた。しかし象山が幕府に罪せられて国許へ蟄居を命ぜられたため、安政元年（1854）からは大木仲益（1824～1886）のもとで蘭学を学んだ。万延元年（1860）、彼は蕃書調所教授手伝として蕃書調書に入ったが、『最新論』はその頃に記されたものである。これは加藤の最初の著作『鄰草』の初稿本であるが、『鄰草』と改題したのは、西周（1829～1897）と津田真道（1829～1903）の提案があったからである。<sup>57</sup>『最新論』を書いた意図について、加藤は後年の回想で「西洋に議會なる者の設ありて、人民の輿論に依て政治を為すことを知り、我邦に於ても大に其必要を感ぜしに依り、『鄰草』と云へる書を著はしたり。本書の趣旨は、西洋には議會なるものありて、人民の輿論に依て政治を為せども、我邦には未だ之を見る能はずとのことを述べんと欲」<sup>58</sup>す、と語った。西洋の兵学や砲術がもっぱら注目されていた当時において、加藤は一国の防衛となる武備よりも、日本に「人民の輿論」に基づく立憲政体が最も必要であると考えていた。しかし、「公然我邦を書きては幕府の忌諱に触」<sup>59</sup>ることを顧慮して、問答体を用い、中国清朝の場を借りて日本の政体を暗示したのである。

『最新論』において、彼はまず、「船砲の造製、武技の操練等は唯武備の外形にして、此等のことのみにては未だ武備に精神備はず、世の俗諺に仏を作りて精神を入れずと云へる者と同じことなり。故に先づ其精神を求めざれば、外形のみにては何の益もなきことなり。扱武備の精神杯と云へば甚奇なるに似たれども、所謂人和より外に決して武備の精神となるべき者なし」<sup>60</sup>と記し、船艦、武技などによる海防を「外形」と譬えて、立派な外形を持っていても、そこに「人和」という精神がなければ、何の「益」もないと主張している。つまり海防の改革などを論ずるより、単刀直入に「人和」という一国の政治に関わる本題を捉えている。加藤が記した「人和」というのは、すなわち「仁義の政」を施すことであり、「仁義を旨とせる公明正大の政体」のことである。しかしながら、ここにおける仁政の政体は決して儒学的仁政と同義ではない。加藤は儒学的仁政について次のように考えている。「先王の政体の立方にも未だ至らざる所なきにしもあらずと思ふなり。但し縦ひ其至らざる処ありとも、先王の政治なれば決して其弊の生ずることなしと雖ども、後世暗君出で玉ふに至りては其弊自ら生じて公明正大なる所を失ひ易し」<sup>61</sup>というのである。彼は堯、舜、禹など儒学が理想政治と称揚する「先王の政治」を否定するわけではないが、そ

ここに潜む亡国へと導く危険性、つまり「暗君」の世であれば「弊」が生じ、「公明正大」が失われる可能性を見通していた。

そこで彼は西洋の政体を「君王握権」、「上下分権」、「豪族専権」、「万民同権」と四つに分けて紹介し、なかでも「上下分権」についてとりわけ説明を加えた。加藤はなぜ「上下分権」の政体を推奨したのか、それは彼が清朝の政体に対して示した次のような考え方から窺える。

今清朝の政体を改革せんには上下分権の政体を取りて可なるべし。尤も万民同権の政体は一国中君臣尊卑の別を立てず、唯有徳才識の土上を立て暗昧愚蒙の下を治むる者なれば、其公明なる事は此政体の右に出る者あらずと雖ども、今清朝にて此政体を立んと欲するとも、容易に為し得べきことにもあらざれば、今より速に上下分権の政体に改革し、旧来の弊風を除き善政を興さんこそ実に清朝の一大急務と云ふべし……実に漢土の欠典と云ふべきは所謂公会なり。往古堯舜の世よりして此公会を設けざるが故に、後代暗君暴主等出玉ふに至りては、或は大権を姦臣に奪はれ、或は人君独り其権を擅にして遂に天下国家を失ひ易きなり<sup>62</sup>

「万民同権」も「上下分権」も貴賤尊卑に関らず全ての民が平等に政治に参加する権力をもっている政体であるが、「上下分権」は今日の清朝に最も適すると、加藤は考えている。つまり、上の朝廷を倒さずに、下の一般の民が政治に参加することができる「上下分権」の政体は、「万民同権」より直ちに立てられるため、「容易」である。また、この「上下分権」の政体には「公会」という議会があるから、奸臣の政権強奪や人君の独裁政権を防止することができ、国家の安泰を維持することができる。清朝の政体に示した彼のこのような考え方は、実に自国日本の政体に向けての意見であり、幕府の存在を前提とするならば、「上下分権」はまさに当時の幕藩体制に最も適した政体であった。加藤は中国に仮託して、自国日本のあるべき政体を検討し、幕藩体制における「公会」について次のような具体的な考案を記している。

封建にても郡県にても此政体を能く用ることを知れば、決して之れが為に害を生ずることはなかるべし。若し封建の世なれば、各州の諸侯よりも其領国の大小戸口の多少等に從て其出す所の公会官員の多少を定め、大事若くは非常の事等あるときは、必之を会聚せしめて之と其事を謀議すべきなり。然るときは諸侯も其仁徳に懐き、朝廷を仰て真忠を尽すの志を生ずること疑なし。然るに務めて諸侯の権を奪はんと欲して諸侯をして少しも国

事に喙を容るゝこと能はざらしむるときは、朝庭の大権一時盛なるが如しと雖ども、却りて諸侯をして朝庭を怨ましむるの起因にして、若し一旦事あるときは朝庭諸侯の為に害を受けること少からざるべし。故に縦ひ封建と雖ども人和を破らざらんと欲せば、必上下分権の政体を立てずしては叶はざるなり<sup>63</sup>

加藤は「人和」を実現するためには、西洋の「公会」制度が欠かせない重要な要素であると考えており、「上下の志情全く隔断し、人和全く破れ（るのは）……是殊に公会の設けなきに因るなるべし。若し公会の設けあるときは、暗君と雖ども常に下説を聴き下情に通じ玉ふ故、自然英明に移り玉ふこともあり、又姦臣権を窃まんと欲すと雖ども、公会下民之を縦さざるが故に、決して其志を遂ること能はざるなり。故に公会を設るは、堯の欲（敢）諫鼓を作り、舜の誹謗木を立て玉ふにも遙に優る者にして、実に治国の大本と云ふべきなり。此公会なきときは、縦ひ如何なる法律ありとも何の益もなきことなり」<sup>64</sup>と、「公会」が果たした「下意上達」の機能を重要視している。また、彼は、「公会に入らざる者と雖ども、若し朝廷公会の説共に是ならずと思ふことあるときは、決して憚ることなく、或は己れが説を建白し、或は朝廷公会の処置公平ならざる趣を書記して之を上梓し、以て之を天下万民に報告して、天下の衆説如何を問ふこと忝ありと雖ども、朝庭にて決して之を禁ずること能はざるなり」<sup>65</sup>と述べ、公会に入らない者も、全民が「建白」、「上梓」を通して自分の考えるところを天下万民に「報告」することができる言論の自由の体制、及び政治の公開性を主張した。加藤がここに記した「建白」の内実は、西洋の四民平等の理念を含んでおり、松陰が用いた語彙と明らかに異なっている。

加藤が西洋政体を学び、自国の政体を検討して示した考え方は、儒学思想をベースとする考え方とは明らかに異なっており、新たな可能性の現れである。彼が考えた幕藩体制に適合する「上下分権」は、全民が政治に参加することができる体制であり、「言路洞開」の対象は天下万民にまで拡大されている。これは自由平等を前提とする西洋政体の基本的立場を受容するものであった。

## 6. おわりに

本稿では、「諫言」、「建言」/「建白」という語彙の幕末における使用法を通して、武家社会が形成してきた諫言像に変化が生じたことを明らかにした。従来「秘密」に行われるべきとされた諫言は公の議論を求められて、その封建的

性格を次第に弱めていった。また、幕府や藩府の「諮問」の政策によって、多くの幕臣、藩士が意見を申し立てることができるようになり、こうした「言路洞開」を背景として、「諫言」という語彙に代わって「建言」/「建白」がしきりに用いられるようになった。

幕末において、「言路洞開」と表裏一体の課題であった「人材登用」も、盛んに議論されていた。松陰のように儒学の固定観念に囚われていた者たちは、儒学思想を深化させて「言路洞開」と「人材登用」を要請したが、その要請の及ぶ範囲はあくまでも武士階級の枠内にあり、そのなかでの身分秩序の解体であった。江戸時代の儒学は体制教学として幕府に採用されることにより、「歪曲、矮小化」<sup>66</sup>された。「文武兼備」を求められた武士たちは儒学を学んでも身分秩序の固定化により政治に参加することができなかつた。武士たる彼らが、幕末の時代に求めたことは、実に儒学の「士」をモデルとして政治に参加することができる体制であった。そのため、彼らの身分秩序解体の要請は、武士以外の農、工、商階級にまで及ばなかつた。海防を通して洋学にも触れた彼らが、儒学的な思惟方法から抜け出すことができなかつたのは、外夷に対する偏見や蔑視、もしくは膨張した国体の優越観のためであり、西洋の「外形」たる海防のみに目を奪われ、内的な政治体制の変改に開眼できなかつたためと考えられる。

一方、加藤のような一部の幕臣たちの洋学摂取は、儒学的固定観念から脱け出して、柔軟な姿勢を示した。洋学の自由平等の理念により、彼らは四民という階級性が政体にもたらした弊害を看破した。そしてこの「四民平等」の考え方は、維新の土台ともなった。維新後の政策、例えば明治四年の「廃藩置県」、同年の「非人の解放令」、明治五年の「学制」、六年の「徴兵令」、九年の「廃刀令」など一連の「変革」は全て「文明開化」への道を拓いたのである。

## 注

- 1 『天皇と華族』日本近代思想大系2、岩波書店、1988年、4頁。
- 2 同時期に公議所も建白書の受理を受け付けていた。明治二年（1869）の七月に公議所が集議院と改称されることにより、建白書受付の業務が集議院へ合併され、同年の八月に、待詔局も集議院へ合併された。集議院においては、地方の目安箱以外に、中央の建白の類も一括して受理することになった。明治四年（1871）の廃藩置県により、建白書受理の業務は、集議院（明治六年廃止）の名前を残したまま左院へ取り込まれた（水野京子「建白書の「政治的機能」と左院—左院受付建白書の分析を通して—」『青山史

- 学』23号、青山学院大学大学院文学部史学研究室、2003年、24頁）。
- 3 高原泉は、「言路洞開が幕末における公論などの概念と直ちに結び付くわけではないことには留意すべきである」と、「言路洞開」と同時期に高まった「公論」とは同等なものではないと指摘している（高原泉『『まがきのいばら』の幕末像—かえりみる勝海舟—』『連続と非連続の日本政治』菅原彬州編、中央大学出版部、2008年、26頁）。
  - 4 井上勲「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相—近代日本における公権力形成の前史としての試論—」『思想』609号、岩波書店、1975年、73頁。
  - 5 井上勲は次のように説明している。「政治単位の拡大は、まず『ヨコ』の拡大、すなわち有志大名—もしくは有志大名をもつ雄藩以外の諸侯、諸藩の政治的活性化として表出することになる。こうした政治単位の水平的拡大は、諸侯会議の構成メンバーを、限定された少数の有志大名から諸侯一般に拡大することになるわけである。次に、政治単位拡大のより重要な局面として、いわば垂直的拡大のモーメントがあった。『今日ハ、天下の諸侯、都て慶元（慶長、元和）時代における有名諸侯の如くならず。故に、衆議を聞かれんにハ、各藩共、其臣僚の言路を御洞開ある事肝要なるべし』（『続再夢紀事』第6巻所収）この松平慶永の言をまつまでもなく、藩政の実質的リーダーシップは、しだいに藩士層に移行しつつあった」（井上勲、前掲論文、362頁）。
  - 6 『勝海舟全集』第14巻、勁草書房、1974年、219～220頁。
  - 7 幕府と各藩の目安箱を設置した状況について、大平祐一『目安箱の研究』（創文社、2003年）、12～32頁を参照。
  - 8 大平祐一、前掲書、281頁。
  - 9 前田勉「諫言の近世日本思想史」（『公家と武家Ⅳ—官僚制と封建制の比較文明史的考察—』所収、笠谷和比古編、思文閣出版、2008年）、水林彪「近世の法と国制研究序説（五）—紀州を素材として—」（『国家学会雑誌』第94巻第9・10号、1981年）、石井紫郎「近世の国制における「武家」と「武士」」（『近世武家思想』日本思想大系27、岩波書店、1974年所収）などがある。
  - 10 明治初期の建白書に関する先行研究は、水野京子「建白書の「政治的機能」と左院—左院受付建白書の分析を通して—」（『青山史学』23号、青山学院大学大学院文学部史学研究室、2003年）、牧原憲夫『明治七年の大論争』（日本経済評論社、1990年）などがある。
  - 11 井上勲「幕末・維新时期における「公議輿論」観念の諸相」（『思想』609号、

- 岩波書店、1975年)、尾藤正英「明治維新と武士—「公論」の理念による維新像再構成の試み」(『思想』735号、岩波書店、1985年)、松沢弘陽「公議輿論と討論のあいだ—福沢諭吉の初期議会政観—」(『北大法学論集』41(5・6)北海道大学法学部、1991年、2475~2530頁)参照。
- 12 『日本国語大辞典』第2巻、小学館、1972/2003年、1257頁。
  - 13 『日本国語大辞典』第5巻、小学館、1972/2001年、26頁。
  - 14 『日本国語大辞典』第5巻、小学館、1972/2001年、107頁。
  - 15 『中文大辞典』第12冊、中国文化研究所、台北：聯合出版、1961年、76頁。
  - 16 官職の名。
  - 17 『中文大辞典』第12冊、中国文化研究所、台北：聯合出版、1961年、77頁。
  - 18 言路というのは、上の者に対して、臣下が意見を述べるためのみち。進言するみちである(『日本国語大辞典』第5巻、小学館1972/2001、136頁)。
  - 19 『勝海舟全集』第11巻、勁草書房、1975年、398~399頁。
  - 20 本多正信「治国家根元」『近世政道論』日本思想大系 38、岩波書店、1976年、10頁。
  - 21 大名の領国支配を幕府からの「預」りものとする考え方は、単に幕府側からの一方的なものではなく、大名の側にもみられた。幕府と大名の関係について、石井紫郎『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』(東京大学出版会、1986年、175~179頁)参照。
  - 22 「内藤義泰家訓」『近世武家思想』日本思想大系 27、岩波書店、1974年、38頁。
  - 23 前掲、「内藤義泰家訓」、39頁。
  - 24 前掲、「内藤義泰家訓」、39頁。
  - 25 前掲、「内藤義泰家訓」、40頁。
  - 26 前掲、「内藤義泰家訓」、39頁。
  - 27 前掲、「内藤義泰家訓」、41頁。
  - 28 諫言が本格的に官職として設立されたのは周(前770~前256)の時代からである。『周礼』には「保氏：掌諫王悪、而養国子以道」と記し、「保氏」という官職は最初の諫官であるといわれている。秦の時代には「諫大夫」が置かれ、後漢に「諫議大夫」という官名ができた。唐の時代には、前代の制度を引き継いで「諫議大夫」という官職を設けるほかに、「補闕」、「拾遺」という諫言の役目を担う官職も設置された(傅詔良『唐代諫議制度與文人』北京：中国社会科学出版社、2003年、53~60頁)。



- 29 『近世武家思想』日本思想大系 27、岩波書店、1974年、22頁。
- 30 「武家諸法度」『近世武家思想』日本思想大系 27、岩波書店、1974年、456頁。
- 31 「黒田長政遺言」『近世武家思想』日本思想大系 27、岩波書店、1974年、32頁
- 32 笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』吉川弘文館、1993年、204頁。
- 33 前田勉「諫言の近世日本思想史」『公家と武家Ⅳ—官僚制と封建制の比較文明史的考察—』笠谷和比古編、思文閣出版、2008年、188頁。
- 34 同書、191～192頁。
- 35 福岡藩儒者の貝原益軒（1630～1714）が、家老などの藩の重臣に四回にわたって提出した諫言書には、諫言行為の正当性、及びその必要性が絶えず述べられていた。しかし、彼の諫言観は限界付きであり、職分論の立場から下位者の政治批判のあり方を「不忠不敬」と位置づけていたと福田千鶴は指摘している（福田千鶴『幕藩制的秩序と御家騒動』校倉書房、1999年、167～171頁）。
- 36 前掲「内藤義泰家訓」、39頁。
- 37 福地源一郎『幕府衰亡論』東洋文庫 84、平凡社、1967年、20頁。
- 38 福地源一郎、前掲書、24頁。
- 39 意見提出者、及びその提出状況について、上田純子「幕末の言路洞開と御前会議—萩藩における新たな政治回路創出の試み—」（『論集きんせい』21号、東京大学近世史研究会、24～51頁）には詳細な分析があった。
- 40 天保十一年の八月七日に、長州藩は「広く財政の実況を一藩の士卒に示し且つ之れヲして班次の高卑を問はず苟も時弊に見る所あれば悉く之れを言ひ忌憚する所なからしむ是に於てか上下均しく奮ひ改革の業愈々其歩を進」んだ（末松謙澄『防長回天史』上巻、柏書房、1967年、57頁）。
- 41 長州藩では嘉永元年（1848）明倫館再建の際に、武芸師・算術師・手習師・大砲家に対して諮問が行われていた。また、嘉永二年（1849）に、吉田松陰を含めた七人の兵学諸師に、「異賊防禦ニ付、水陸戦争便利」についての諮問があった。さらに、安政元年の藩政改革に際しても諮問を下した、と上田は指摘している（上田純子、前掲論文、31～32頁）。
- 42 松陰の意見書がいかなる経路で藩主に達したかについて、松陰は後年「将及私言」の跋文に次のように記している。「将及私言一同御直目附八木甚兵衛へ相渡し候処、熟覧の上御答に及ぶべしとて預り置き候。其の後甚兵衛より内々にて瀬能吉次郎に（此人予か父執なり）申し候は、此の書面は寅次郎へ差返し、将及私言は印符匿名にして手元役中井次郎右衛門へ相渡し

然るべく、尤も君辺並びに相府をば委細甚兵衛取計ひ仕り候由申し候。其の後甚兵衛より吉次郎へ内々相話し候趣にては、一応君覽に及び候上にて相府迄下り候と申す事に御座候」（「将及私言」〔1853〕『吉田松陰全集』第2巻、大和書房、1973年、21頁）。

- 43 「将及私言」（1853）前掲書、13頁。
- 44 同書、13～14頁。
- 45 同書、13頁。
- 46 同書、14頁。
- 47 『勝海舟全書』第14巻、勁草書房、1974年、220頁。
- 48 『三河物語 葉隠』（2-129）日本思想大系 26、岩波書店、1974年、308頁。
- 49 『三河物語 葉隠』（2-114）前掲書、302頁。
- 50 「戊午幽室文稿」（1858/7）（『吉田松陰全集』第4巻、大和書房、1972年所収）、519頁。
- 51 「戊午幽室文稿」（1858/7）、前掲書、369頁。
- 52 本稿では紙幅の都合により「建白」の使用例を挙げないが、例えば福沢諭吉の『西洋事情外篇』（1867）には「建白」という語彙が何回か現れている。
- 53 芳賀徹『明治維新と日本人』講談社学術文庫、1980/1990年、82頁。
- 54 長崎の砲術家の高島秋帆（1798～1866）が西洋近代砲術を移植し創始した高島流砲術が、幕府・諸藩によって採用された（佐藤昌介『洋学史の研究』中央公論社、1980年、15～16頁）。
- 55 田中彰『高杉晋作と奇兵隊』岩波新書、1985年、8頁。
- 56 加藤弘之「昔の蘭学の話」（『名家談叢』第3号、荒木竹次郎編、談叢社、1895年所収）、20頁。
- 57 序文には西と津田の朱書があり、西は「題名全く本論に適せざるに似たり。殷鑒新話ともか。又余り暴ろに過ぎば、鄰も草などにては如何」と記した。また、津田は「余も亦題名は暴ろに過ぎざるをよしと思ふ。岡目草にては如何。岡目も傍眼なりき。さ故、人には序文に聊其意を含ませたし。鄰も草にても亦然なり」（加藤弘之「最新論」『憲法構想』岩波書店、1989年、3頁）。
- 58 加藤弘之「昔の蘭学の話」、前掲雑誌、24頁。
- 59 加藤弘之「昔の蘭学の話」、前掲雑誌、24頁。
- 60 加藤弘之「最新論」（『憲法構想』岩波書店、1989年所収）、5頁。
- 61 同書、8頁。
- 62 同書、15～16頁。

- 63 同書、19 頁。
- 64 同書、16 頁。
- 65 同書、12 頁。
- 66 松浦玲『明治維新私論』現代評論社、1979 年、9 頁。